立憲クラブ NEWS #4

2020年
第4回定例会

立憲民主党 北区議会議員 うすい愛子 政策レポート

活動紹介

1 「世田谷区パートナーシップ宣誓５年間の歩みとここで暮らす私たち展」視察
2 次年度立憲会派予算要望書提出
3 イケ・サンパーク視察
4 「性差の日本史展」視察
5 「同性婚・同性パートナーシップについて語り合おう！」開催
6 「北区都議補選ポスターから考えるジェンダー学習会」開催
7 同性婚訴訟傍聴
8 プライドハウス東京視察

発行 うすい愛子 事務所
〒115-0045 北区赤羽 2-43-3-301
TEL 070-1599-8655
MAIL aiko.usui.lt@gmail.com
HP https://usuiaiko.com

LGBTQ（SOGIE）の相談、人権相談、外国籍でお困りの方などなど…
お気軽にご連絡ください！

令和2年 第4回定例会　　2020.11.24

立憲クラブ 代表質問

代表質問とは …？
議員が区の行政について、状況確認や質問をすることを「一般質問」といいます。
そのうち３名以上の会派ごとの質問が「代表質問」です。

完全版をWEBに掲載しています！

コロナ禍での雇用問題について

2020年４月の就業者数・雇用者数は、女性も男性も大幅に減少しています。
雇用形態別にみると、非正規雇用労働者の減少幅が大きく、その中でも特に女性の非正規雇用労働者の減少幅が大きいのが実情です。*男女共同参画局・コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の資料による

うすい

北区における非正規雇用労働者の減少について、実態の把握状況を教えてください。

地域振興部

ハローワーク王子や東京都産業労働局などの関係機関と連携しながら、コロナ禍における雇用状況の把握に努めてまいります。

特に女性の非正規雇用労働者が多い分野における北区独自の助成金や奨励金などの施策について、区としてできることは？

現段階で区独自の支援はありませんが、まずは、相談窓口等において適切な情報提供や関係機関の紹介などを行うことが重要であると考えています。

コロナ禍における各種相談体制について

コロナ禍においてDV件数が増加しています。「こころと生き方・DV相談」について、相談先の周知と積極的な啓発活動が必要であることを、他自治体の例を挙げて訴えました。また、「にじいろ電話相談」についての運用状況と、より多くの人が利用できるようにアクセスの拡大について質問しました。

うすい

平日働いている人も相談しやすい体制づくりを行ってほしい。相談先の周知やＤＶチェックなど積極的な啓発活動が必要です。

神奈川県の「この日常は、異常でした」を例に挙げ、被害に無自覚である人への啓発の必要性を伝えました。

総務部

予約状況からは、直ちに相談日時を拡大する必要性は小さいが、今後の状況に応じて検討します。
区の発行するリーフレット「ひとりで悩まないで」には、相談窓口やＤＶチェックリストを掲載している。広報や周知の方法を工夫していきます。

にじいろ電話相談で代表的な事例、もしくは、他の専門機関に紹介した件数をご紹介ください。

スペースゆう・にじいろ電話相談 とは？
性的少数者が抱える悩みの解決に向け、相談専門員が無料で相談に応じます。03-3913-0162

悩み事の傾聴が主となっており、相談内容に応じて関係機関の情報提供を５件行っています。
また北区におけるパートナーシップ制度導入予定を尋ねる相談が１件ありました。

電話相談をしにくいLGBTQ当事者の若年層、聴覚障がい者など、様々な方が利用可能になるために、LINEを活用していくべきと考えます。

東京都が性自認及び性的指向に関する専門LINE相談「LGBT相談＠東京」を開始しており、その運用状況等を注視していきます。

令和2年 第4回定例会

立憲クラブ 代表質問 WEB版

多文化共生社会・多様性を認め合える社会の実現に向けて

1. 子育て支援について

北区にも里親登録をしている同性カップルがいます。しかし、子育て支援については、多くは制度上の課題であるものの、「性別による差別を受けていない」とは言い難い状況です。

うすい

同性カップルが児童手当などの窓口相談に行っても、スムーズな対応が難しい現状があります。
対応力を強化する必要があると考えます。

「北区子ども・子育て支援計画」とは？
すべての子どもの「育ち」と保護者を支援するとともに、地域社会が一体となり子育てを推進するための取組みです。

「北区子ども・子育て支援計画」改訂のタイミングを捉えて、同性カップルの子育ての現状に即した支援策を講じてほしい。

子ども未来部

区では、子ども家庭支援センターにて、保育士や心理士による悩み相談や助成制度等の窓口案内を行っています。
同性カップルからの相談は実績がありませんが、相談に的確に対応できる職員の育成が重要になると考えています。

今後、「北区子ども・子育て支援計画」の改定を行う際には、「同性カップルの子育て支援」をはじめ、さまざまな課題について整理・検討を行ってまいります。

2. 同性カップルのホテル利用について

法律上、特別な理由がない限り宿泊を断ってはいけないという規定があります。性的指向・性自認等を理由に宿泊を拒否することはできないにもかかわらず、同性カップルでの区内のホテル利用を断られた事例があります。事業者に対し、多様な性のあり方について理解を促す機会の必要性を訴えました。

うすい

区内のホテルを調査したところ、男性同士のカップルは宿泊できないとの回答を２件得ました。
事業者に対し、性の多様性に関する理解のための情報提供を行ってほしい。

北区保健所

旅館業法上、同性カップルのホテル利用を断ることはできません。
区としては、ホテル営業者に対し宿泊を拒否することのないよう法令等の遵守を徹底するとともに、適切な指導を行っていきます。

事業者向けの講座や講演会を実施することに対する区の考えは？

総務部

2020 年７月に開催した LGBT 理解基礎講座では、対象者を限定せずに開催しています。
今後もテーマに関心のある方が参加しやすいよう、講座等を周知してまいります。

令和2年 第4回定例会

立憲クラブ 代表質問 WEB版

多文化共生社会・多様性を認め合える社会の実現に向けて

3. 庁内体制について

現在の区の条例における人権では、性自認にゆらぎのある人が対象に該当しないと考えられます。また、区民や事業者に対しても、アウティング禁止への実行力が弱いです。性的少数者の人権尊重に関して、条例の制定など、多様性社会を推進するための体制づくりについて区へ要望を出しました。

うすい

LGBTQ 当事者の相談を受けるだけでは問題は解決しません。庁内での連携強化のため、職員や窓口での対応について、マニュアルが必要です。

地域振興部

第６次アゼリアプランにて、職員が多様な性のあり方について理解を深め、適切な対応を行えるようマニュアルを作成することとしています。
現在、職員対応ハンドブックを作成中で、配布に加えて職員研修を実施する予定です。
ハンドブックは、区内事業者の SOGI ハラスメント対策としても活用いただけるよう準備しています。

うすい

男女平等とは別に「性的少数者（≒LGBTQ）の人権の尊重」を掲げている渋谷区のような自治体もあります。北区でも、条例に性的少数者の人権尊重を示すべきです。区の見解は？

地域振興部

性的少数者の方への施策については、基本理念を実現するために必要な施策としてアゼリアプランに位置付けています。条例制定については今後の研究課題とさせていただきます。

区内における客引き取り締まりについて

東京都迷惑防止条例では、飲食店の執拗な客引きは禁止されています。
しかし、実際に客引きは行われており、その行為もさることながら、いわゆる「キャッチ居酒屋」による影響について飲食店を営む方たちから切実な声が寄せられています。

うすい

北区では、公共の場所における客引き行為防止のための条例を定める予定はありますか？
また、区、警察、町会、商店街、防犯に関わる関係団体が、客引き行為を中止するよう指導・警告ができる体制を整えるための条例の制定が必要であると考えます。

危機管理室

現在 23 区中 12 区において、当該条例を制定しており、地域性や実情に応じて規定されている禁止行為、行政措置の内容のほか、活動の体制や具体的な活動内容も様々です。
区としましては、これらの自治体の条例や活動の内容、効果などについて研究することとし、まずは現行法令の下に警察や町会・自治会等との連携を図り、取組の充実に努めてまいります。